

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年9月5日（平成30年（行情）諮問第389号）

答申日：平成30年11月27日（平成30年度（行情）答申第331号）

事件名：「特定一般社団法人の申告がありましたか」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定一般社団法人の申告がありましたか」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月5日付け特定記号第159号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

特定一般社団法人の申告がありましたか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、「特定の一般社団法人の申告がありましたか」との内容の請求であり、処分庁は、平成30年6月5日付け特定記号第159号により、開示請求書に記載された内容では、請求する行政文書の特定が不十分であり、形式上の不備があることから、法9条2項に基づき、不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件開示請求の経緯について

諮問庁において本件開示請求の経緯について処分庁に確認したところ、おおむね以下のとおりであった。

- (1) 審査請求人より、特定の一般社団法人が法人税の申告を行っているかどうかについての問合せがあり、署担当者は、一般社団法人の法人税確定申告書の存否を答えるだけで、当該法人が収益事業を行っているか否かという不開示情報を開示することとなるため、当該法人の法人税確定

申告書の存否を明らかにせずに関示請求を拒否することとなる旨を説明した。

- (2) これに対し審査請求人から知りたいのは法人税確定申告書の提出の有無ではなくて、当該法人が申告をしたかどうかである旨の申立てがあったため、署担当者は、申告したかどうかと、法人税確定申告書の提出の有無は同じことであり請求書を提出されたとしても申告したかどうかについては回答できない旨を説明した後、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に当該法人の法人税確定申告書との記載を促すも審査請求人は、本件開示請求書を提出した。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求の対象文書の特定について

行政文書の開示請求を行うに当たっては、法4条1項2号の規定により、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載する必要があるが、「行政文書を特定するに足りる事項」については、行政機関の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになることとされている。

これを本件開示請求について検討すると、本件開示請求書の「特定の一般社団法人の申告がありましたか」との記載は、特定の行政文書の名称ではないものの、署担当者も審査請求人とのやり取りの中で述べているとおり、請求の対象となる文書は、「特定の一般社団法人の法人税確定申告書（以下「本件対象文書」という。）」であることは、審査請求人が、その旨の記載をしなかったことを考慮しても明らかであると認められる。

(2) 本件開示請求についての判断について

上記(1)のとおり、文書が特定できていることから、諮問庁は本件開示請求に対し、以下のとおり判断する。

当該法人は一般社団法人であるところ、一般社団法人等（公益社団法人等を除く。）は、法人税法上、①一定の要件を満たして非営利型法人（法人税法2条9号の2）に該当する場合には、公益法人等とされ（同条6号、別表第2）、②非営利型法人に該当しない場合には、内国法人である普通法人とされている（同条9号）。

公益法人等は、収益事業を行う場合に限り納税義務が発生し、法人税確定申告書等の提出義務が発生することとされている（法人税法4条1項、74条1項及び3項）。

したがって、一般社団法人については、必ずしも常に法人税法上の納税義務者に該当するものではなく、一般にその事実が公にされること

もないものと認められる。

本件開示請求は、一般社団法人である特定法人を特定した上で、特定法人が処分庁に提出した法人税確定申告書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、当該特定法人が法人税の納税義務者である事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められるので、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人等に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件存否情報は、一般社団法人の活動の中でもとりわけ重要かつ機微な情報であり、その活動の根幹に触れる情報である。したがって、当該情報が明らかとなれば、当該一般社団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

当該一般社団法人が収益事業を行っているか否かという情報を明らかにした場合、当該一般社団法人を含めた納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるため、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

4 結語

以上のことから、本件開示請求に対し形式上の不備があるとして行った不開示決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号柱書きに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年9月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月30日 | 審査請求人から資料1を收受 |
| ④ 同年11月1日 | 審議 |
| ⑤ 同月12日 | 審査請求人から資料2を收受 |

⑥ 同月 22 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定一般社団法人の申告がありましたか」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、上記の内容では文書の特定が困難であるとして、本件開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件請求文書に該当する文書を特定することは可能であると認められるから、本件開示請求は法 4 条 2 項に規定する形式上の不備には当たらないものの、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったが、改めて原処分を取り消して同条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当であるとしている。

このため、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 一般社団法人等（公益社団法人等を除く。）は、法人税法上、①一定の要件を満たして非営利型法人（法人税法 2 条 9 号の 2）に該当する場合には、公益法人等とされ（同条 6 号，別表第 2），②非営利型法人に該当しない場合には、内国法人である普通法人とされている（同条 9 号）。

(2) 公益法人等は、収益事業を行う場合に限り納税義務が発生し、法人税確定申告書等の提出義務が発生することとされている（法人税法 4 条 1 項，74 条 1 項及び 3 項）。

したがって、一般社団法人については、必ずしも常に法人税法上の納税義務者に該当するものではなく、一般にその事実が公にされることもないものと認められる。

(3) そこで検討すると、本件開示請求は、特定一般社団法人を特定した上で、特定一般社団法人の法人税の確定申告の有無が分かる文書の開示を求めているものと解されるところ、その存否を答えることは、特定一般社団法人が法人税の納税義務者である事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、上記（2）のとおり、特定一般社団法人にとって一般に公にされることのない運営及び財務上の機微な情報と認められることから、これを公にした場合、特定一般社団法人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できない。

そうすると、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不
開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書きについて判断する
までもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開
示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問
庁に確認させたところ、特定税務署では、本件対象文書の外に本件請求
文書に該当する文書として特定できると考えられる文書を保有している
可能性もあると見込まれるところ、本件開示請求が特定一般社団法人の
法人税の確定申告の有無が分かる全ての文書を求めているとは考え難い
ことから、本件開示請求の対象として、法人税法74条において確定申
告に当たり提出しなければならないと規定する確定申告書を特定した旨
説明する。当該説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、開示請求に形式上の
不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を特
定し、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及
び6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を
拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同条2号イに
該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、その存否を明らか
にしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、本件請求文
書を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子